

仮設入居^{開始}で行政の食料供給が打ち切りに

“お渡し会”に
長蛇の列

避難生活の皆さん

どう命をつないだらいいのか

応急仮設住宅の入居開始とともに、災害救助法にもとづく行政の食料供給が各地で打ち切られ、“食糧難民”のような事態が広がりつつあります。

能登町は避難所廃止を展望し、避難所への食料供給を4月末に打ち切り。珠洲市は「今後、仮設住宅の完成が進むことや、気温の上昇による食中毒リスクが高まることから、5月14日(火曜日)を目途に、弁当の配布は避難所に避難されている方のみとします。ご自身で調理ができる方、買い物に行くことができる方は、自立した生活に戻

していきましょう。」(珠洲市ホームページ)などと“自立”を強調。輪島市は3月から自主避難所への供給をとりやめました。住民からは「避難所の閉鎖で、泣く泣く壊れた自宅に戻ったが、どうやって命をつなげばいいのか」との“叫び”があがっています。

センターが各地で実施している食料等の『お渡し会』には、どこでもたくさんの避難者が詰めかけています。4月29日、金沢市の二次避難者向けにおこなった『お渡し会』では、SNS上の告知のみでしたが、200人を超える皆さんが開会を待って列をなしました(写真上)。

命をまもる おコメ、水、レトルト、カップ麺、野菜ジュース
食料をお寄せください!!

助けを求める住民が多く、支援センターの物資不足は深刻です。食糧支援を心から訴えます。

ボランティアをお考えのみなさんへ
「災害救援車両」認定申請を

食料などの支援物資や義援金を被災地に届けるため、お住まいの自治体に「災害救援車両」の登録を申請すると、認定される場合があります(とくに地方議員)。この認定を受けると、高速道路の通行料は、行きも帰りも「無料」になります。くわしくは、ご自身の地元の役所・役場(総務課等)にお問い合わせください。

※参考資料

仮設住宅移行後の被災者支援に関する政府・自治体への要請文(サンプル)

2024年5月

能登半島地震被災者共同支援センター

1 要請項目

(1) 内閣府及び厚生労働省に

・仮設住宅に移行し、自立が困難な被災者に対し、当面、災害救助法上の食糧供給等の支援を継続するよう、政府として石川県及び市町に積極的に推奨し、通知すること

(2) 石川県および市町に

・仮設住宅に移行し、自立が困難な被災者に対し、当面、災害救助法上の食糧供給等の支援を継続すること

・仮設住宅の集会所を迅速に建設し、福祉・医療等各種支援の拠点とすること。また、移動が困難な障がい者、高齢者の移動を確保するため、巡回バス、医療施設への送迎サービスなどを提供すること

2 理由

(1) 「仮設後」の支援打ち切り

震災から4か月が経過した中、仮設住宅に移行する被災者が増え始めています（県集計の完成戸数2560、着工数は5441戸=4/23現在、1次・2次避難は4606人=4/30現在）。これに伴い仮設住宅移行後の食糧供給が「自立促進」で打ち切られ、当センターへの食料支援要請が殺到しています。被災者保護と復興までの支援に新たな懸念が生まれています。

(2) 行政の「自立促進」への反発

能登町は避難所集約を展望し、避難所への食料供給を4月末で打ち切りました。珠洲市はホームページに「今後、仮設住宅の完成が進むことや、気温の上昇による食中毒リスクが高まることから、5月14日(火曜日)を目途に、弁当の配布は避難所に避難されている方のみとします。ご自身で調理ができる方、買い物に行くことができる方は自立した生活に戻していきましょう。」と“自立”を強調、今後(15日以降)の食糧支援は“生活困窮者”に限定するとの方針を公表しています。輪島市は自主避難所への食糧支援をすでにとりやめています。

しかし、仮設住宅に入居できたからといって、生活困窮状態が改善するわけではありません。多くの被災者は家財を失い、飲食にも事欠いており、食糧支援の打ち切りで「どうやって生きるというのか」との“叫び”が相次いで当センターに寄せられています。仮設住宅への食糧支援が必要です。

(3) 集会施設

支援センターの設立共同団体、日本共産党石川県委員会の政府要請(4/18)で、政府(内閣府)は「応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内に概ね30戸から50戸設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するよう周知に務めている」と述べ、「行政が生活支援情報や保険・福祉サービス等を提供する場所としても活用できる」としています。しかし、能登では地理的特性から仮設住宅が散在しており、30戸に満たないコミュニティが存在します。このため集会所の設置が“あと回し”になり、コミュニティ再生の“壁”になっています。集会所設置へ行政の柔軟な判断と対応を求めます。